

不利益処分に関する処分基準 個票

こども未来部 子育て総務課

不利益処分の内容	栃木市児童館の入館の制限	
根拠法令等及び条項	栃木市児童館条例第8条	
処分基準	根拠条項	栃木市児童館条例第8条
	参考事項	栃木市児童館条例施行規則
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市児童館条例抜粋 (入館の制限)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 感染症にかかっていると認められる者</p> <p>(2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある動物又は物品を携行する者</p> <p>(3) 上記に掲げるもののほか、児童館の管理上支障があると認められる者</p>	